

これからの大潟村は村民みんなで創りましょう！

大潟村議会議員

黒瀬友基

2021年1月22日発行

活動報告No.2

活動報告

ブログ

tomoki.kurose.com



年始のご挨拶が遅くなりましたが、本年もよろしくお願ひ致します。今年も村の事業における議決・監視機関としての村議会議員の役割を果たすため、村民の皆さんから多くのことを教えて頂きながら活動を行って参ります。引き続き多くのご指導を頂ければ幸いです。

一般質問報告 子どもたちの交流事業の促進を

子どもたちの交流事業は、デンマークとの交流も新型コロナの影響でネットなどでの交流に限定され、また、以前実施していた中学生の韓国、小学生の井川町や浦安との交流などもすでに終了しています。

村の子どもたちにぜひ村外との交流をたくさん行ってもらいたいと願い、今回の一般質問では、コロナ禍でも交流が可能な県内・周辺自治体との新たな交流を提案しました。

しかし教育長の回答は、現在行っている国際教養大学との交流以外に県内・周辺自治体などとの新たな交流事業は考えていないとのことで、とても残念です。



ただ、あわせて質問した民間での交流活動への支援は、保護者や子ども会などの民間団体が行う交流が具体的に進めば、活動への支援は検討していきたい、との回答でした。村で事業計画がないことはとても残念ですが、民間の力も含めて子どもたちに様々な交流体験ができる場ができればと考えています。民間活動として子どもたちの交流を検討されている方がいればぜひ連絡下さい。

また県外との交流は、韓国や浦安に代わる事業を現在も引き続き検討していることがありますので、できる限り早く新たな交流事業がスタートして欲しいと思います。

一般質問報告 農業以外の産業振興策～新型コロナなどで生活・働き方が変わる中で～

子どもの交流事業とは別に上記の質問もしたところ、村長から「人材誘致と言う新たな視点からの移住・定住、企業移転などの取り組みを考えている」との回答がありました。とても素敵な考え方だと思います。

働く場としての企業誘致だけでなく「人材誘致」と言う視点での企業誘致・産業振興は、産業振興に限らず、村民の「多様性・交流」と言う点でも大切なことだと思っています。ぜひ「人材誘致」と言う視点での企業誘致、産業振興が実現されることを強く期待したいと思います。

＝令和2年12月定例会・主な内容＝

- 選挙の公費負担に関する条例改正
- 令和2年度一般特別会計補正予算
－主な補正：ふるさと納税、子どもの遊び場ワークショップなど
- 令和3年度からの村内11施設の指定管理者の指定

12月定例議会の内容は、1月初旬発行の広報おおがた1月号及び1月14日発行の議会だより142号もあわせてご覧ください。



黒瀬友基 活動報告・座談会

皆さんのお話をきかせていただきたいので、活動報告&座談会を行います！
どなたでも参加可能、申込不要、入退室自由

日時 2021年2月1日(月) 午後1時30分～2時30分 会場 村民センター・和室(事務室前)

- 託児はありませんが、お子様連れでの参加大歓迎です（入退室自由）。
- マスク着用、体調の悪い方の参加はご遠慮ください。感染拡大、施設の閉鎖などで中止・延期となることがあります。
- 日程の都合や感染対策などで今回参加できない方も、ご意見などあればいつでもお気軽にご連絡ください。

議会報告

施設の効率的な活用と指定管理の状況を継続してチェックします

今回、村内11施設の指定管理者の更新について審議が行われ、今年4月からの指定管理者が決まりました。なお、11施設中10施設は1事業者のみの応募でした。

指定管理者の指定は、村が指定管理の条件を定めて公募し、応募があった内容に関し、村と外部有識者を交えた検討委員会で検討します。その委員会の結果を元に最終的に指定管理者の指定を審議するのが議会の仕事となります。

個人的には、指定管理者を公募する公募条件（これまで疑問視されている例では施設の修繕費を村と管理者のどちらが負担するか、村費で営業用の机や椅子の更新を行っている点など）について、もっと村民の理解が得られる形の明確な条件にするように求めたいのですが、残念ながらその点は村が決めてすでに公募が終わっており、議会で審議する機会はありませんでした。

この点は、**今後、関連する議案や予算、決算の審議ごとに指摘をし続けることで、過度な村の予算からの出費を減らすとともに、今後の指定管理条件の改定につなげられるようにしたい**と思います。



議会報告

引き続きの的確なコロナ対策・早い段階での新型コロナへの対応の総括を

新型コロナ対策に関し、12月議会で他の議員から「村内で新型コロナ発生時の村の対応は？」という質問がありました。回答は「対応は保健所が行うため村の対応は特になし」とのことでした。



確かに検査や入院、濃厚接触者の把握などは保健所(県)の仕事となります。先日地域でクラスターが発生した際には、村として村内公共施設の利用を停止、学校行事・部活動の中止を決めています。また、引き続き現在も現在も村内施設の利用制限が続いており、結果として広義な意味での感染対策では村が対応すべきことはありました。従ってこの先も**感染者の発生時の対応も含め、感染予防・経済対策などとあわせて、引き続き様々な事態を想定した備えをきちんとしてもらいたい**と思っています。

また、新型コロナ対策に関連し、これまでの経済対策や感染予防対策などを含めた対応を早い段階で総括してもらいたいと考えています。これまで様々な対応をしていますが、その際に持ち合わせていた情報ではベストな対応も、後から振り返ってみると効果のある対応ができたこともあるはずです。

総括により「過去の対応の責任を取る」ではなく、**今回経験として蓄積された知見を組織としてまとめ、まだ収束が見通せない新型コロナがこの先再び感染拡大した時、もしくは新たな感染症が流行した時にその知見を活かすために、しっかりととした総括を感染収束を待たず早めに行うべき**と考えています。

新米議員の思うこと：黒瀬友基～健全な財政運営がより一層求められます～

平成の大合併から15年以上が経過し、合併による国からの交付金増額を当てにして建てた公共施設の維持管理が負担となって施設の廃止・売却などを検討している自治体があるとのニュースを目にしました。

村では合併はせず新たな公共施設建設もありませんでしたが、国の財政も厳しくなり、また今後大規模な土地改良事業での村の負担も発生することから、今まで以上に健全な財政運営を進める必要があります。

そのためには公共施設に限らず村の様々な事業に関し、これまでの住民サービスや事業の姿にこだわらず村に必要な事業や施設を考え直し、将来に向けた行政運営、住民サービスを考える必要があります。また、それを進める上では、村民にしっかりと説明をして、理解と協力を得て進めて行って欲しいと思います。

さて、今回、選挙の公費負担に関する条例が改正され選挙時のポスター、ビラ、選挙カーなどが公費負担となります。これは大潟村独自の対応ではなく公職選挙法改正に伴う改正です。立候補する場合の金銭的な負担が軽減されるため、今後村をより良くしたいと思う人が多く立候補してくれることを願っています。

また、今回の公職選挙法改正では村議会議員選挙でもビラの配布が可能となります。選挙時に立候補者の考えをしっかりと伝えられるという意味ではいい方向に進んだと考えています。

最後になりますが、議員となり4ヶ月が経過し変に慣れてきたのか、以前ならおかしいと思ったことを「行政はそういうものだからしょうがないね」と納得しそうになってしまふことがあります。今まで「なぜ？」と思っていた気持ちを大切に今年も活動をして行きたいと思います。